

白川町議会傍聴規則

白川町議会傍聴人取締規則（平成10年白川町議会規則第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第130条第3項の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴席）

第2条 傍聴席は、議場内において、議長が定める場所とする。

2 議長は、必要があると認めるときは、報道関係者席、車椅子利用者席その他特別の配慮を要する席を指定することができる。

（傍聴人の定員）

第3条 傍聴人の定員は、10人とする。

2 議長は、必要があると認めるときは、前項の傍聴人の定員を変更することができる。

（傍聴の手続）

第4条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

（傍聴券）

第5条 議長は、必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず傍聴券（別記様式）を交付することができる。

2 傍聴券は、会議当日所定の場所で先着順により交付する。

3 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に住所及び氏名を記入しなければならない。

4 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り傍聴することができる。

5 傍聴券の交付を受けた者が傍聴席に入場しようとするときは、所定の入口で傍聴券を提示しなければならない。

6 傍聴券の交付を受けた者は、係員から要求を受けたときは、傍聴券を提示しなければならない。

7 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。

（傍聴席以外への立ち入り禁止）

第6条 傍聴人は、議場内の傍聴席以外の場所へ入ることはできない。

（傍聴席に入ることのできない者）

第7条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

（1）銃器、刃物、棒その他他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者

（2）ビラ、垂れ幕、たすきその他の議場に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者

（3）酒気を帶びていると認められる者

（4）その他会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

2 議長は、必要と認めたときは、会議を傍聴しようとする者に対し、係員をして前項第1号

及び第2号に規定する物を携帯しているか否かを質問させることができる。

3 議長は、前項の質問を受けた者が、これに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して示威的行為をしないこと。
- (2) 携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しないようにすること。
- (3) 飲食（体調管理のための水分補給を除く。）をしないこと。
- (4) 写真の撮影、録音、録画等（特に議長の許可を得たものを除く。）をしないこと。
- (5) その他議場の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。

(係員の指示)

第9条 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないとときは、これを退場させることができる。

(適用除外)

第11条 この規則は、議会が会議を広報するために行う事業に従事する者に対しては、適用しない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第3条の規定は、白川町役場の位置を定める条例（令和3年白川町条例第12号）の施行の日から施行する。

別記様式（第5条関係）

第 号

白川町議会傍聴券

住 所

氏 名

年 月 日

白川町議会